

住宅性能評価業務料金表（2025.04.01～）

—令和7年4月1日以後に、新規に設計性能評価・長期使用構造等確認の申請をするものから適用—

住宅性能評価（長期使用構造等確認を併せて行う場合を含みます）の申請を行っていただく際に必要な料金です。

※長期使用構造等確認を単独で行う場合は、「長期優良住宅の長期使用構造等確認料金表」をご覧ください。

※既存住宅の住宅性能評価（既存住宅における長期使用構造等確認を既存住宅における住宅性能評価と併せて行う場合を含みます）については、当協会まで直接お問い合わせください。

第1 新築住宅における住宅性能評価の評価料金

1 必須項目のみの評価（表 1-1）

表 1-1 必須項目

一戸建ての住宅		179,680 円
共同住宅等	20 戸未満	734,710 円
	20 戸以上 30 戸未満	戸当たり 36,780 円
	30 戸以上 50 戸未満	戸当たり 36,660 円、かつ、上限 1,776,880 円
	50 戸以上 70 戸未満	戸当たり 35,570 円、かつ、上限 2,264,030 円
	70 戸以上 100 戸未満	戸当たり 32,420 円、かつ、上限 2,909,560 円
	100 戸以上 150 戸未満	戸当たり 29,160 円、かつ、上限 4,038,980 円
	150 戸以上 200 戸未満	戸当たり 26,980 円、かつ、上限 4,951,320 円
	200 戸以上	戸当たり 24,800 円

注) 「必須項目」とは、構造安定、劣化軽減、維持管理・更新、温熱・エネルギーをいいます。

2 選択項目等を評価に加える場合（表 1-2）

1 による料金に下表（表 1-2）の割合（%）を乗じた額を 1 による料金に加算します。

共同住宅の一部の住戸において選択項目等を加える場合で、その戸数が全申請戸数の半数以下である場合は、下表（表 1-2）の割合（%）の 1/2 を乗じた額を 1（表 1-1）による料金に加算します。

表 1-2 選択項目等

選択項目等	割合（%）
火災安全	3
温熱環境・エネルギー（UA 値、 η AC 値、一次エネルギー消費量の表示 ^(注) ）	3
空気環境	2
光・視環境	3
高齢者等配慮	5
音環境	16
防犯	2

注 1) 「選択項目」とは、火災安全、空気環境、光・視環境、音環境、高齢者等配慮、防犯、温熱環境・エネルギーにおいて、UA 値、 η AC 値、一次エネルギー消費量の表示を希望する場合

をいいます。

注2) 「UA値、 η AC値、一次エネルギー消費量の表示」とは、外皮平均熱貫流率(UA値)、冷房期の平均日射熱取得率(η AC値)、単位床面積当たりの一次エネルギー消費量の値のいずれか又は全てについて評価書への記載を希望する場合です。

3 設計住宅性能評価の料金

設計住宅性能評価の料金は1による料金(2による加算がある場合は当該加算額を含めた料金)の10分の4の額とします。

※建築物エネルギー消費性能適合判定等の結果等を活用できる場合、一次エネルギー消費量及び外皮性能についての審査を省略することができる場合の設計住宅性能評価料金は、上記の料金から次の額(表1-3)を減じた額とします。

表1-3 一次エネルギー消費量及び外皮性能についての審査が省略可能な場合の減算額

建て方形式	減算額
一戸建ての住宅	22,000円
共同住宅等	22,000円 + 2,200円 × 評価対象戸数

4 建設住宅性能評価の料金

建設住宅性能評価の料金は1による料金(2による加算がある場合は当該加算額を含めた料金)の10分の6の額とします。

※設計住宅性能評価書の交付を当協会以外から受けている場合の建設住宅性能評価料金は1による料金(2による加算がある場合は当該加算額を含めた料金)の10分の7の額とします。

第2 新築住宅における長期使用構造等確認を住宅性能評価と併せて行う場合の加算額

対象となる住宅について、長期使用構造等確認を設計住宅性能評価と併せて行う場合の設計住宅性能評価の料金は、第1による料金に下表(表2)の額を加算した額とします。

表2 長期使用構造等確認を設計住宅性能評価と併せて行う場合の加算額

長期使用構造等確認を併せて行う住宅の戸数	加算額	
一戸建ての住宅	12,980円	
共同住宅等	20戸未満	53,420円
	20戸以上30戸未満	戸当たり2,680円
	30戸以上50戸未満	戸当たり2,670円、かつ、上限129,220円
	50戸以上70戸未満	戸当たり2,590円、かつ、上限164,640円
	70戸以上100戸未満	戸当たり2,360円、かつ、上限211,590円
	100戸以上150戸未満	戸当たり2,120円、かつ、上限293,740円
	150戸以上200戸未満	戸当たり1,960円、かつ、上限360,090円
200戸以上	戸当たり1,800円	

第3 特定測定物質の濃度測定に係る加算額

対象となる住宅の室内における特定測定物質の濃度測定を申請する場合の建設住宅性能評価の料金は、第1による料金に下表(表3)の額を加算した額とします。

表3 特定測定物質の濃度測定を行う場合の加算額

測定住宅戸数	ホルムアルデヒドのみの測定	ホルムアルデヒド及びその他の特定化学物質の測定
1戸	78,650円	90,750円
2戸	108,900円	133,100円
3～5戸	36,300円/戸	48,400円/戸
6～11戸	30,250円/戸	41,140円/戸
11戸以上	27,830円/戸	38,720円/戸

注) 多点計測の場合は、12,100円/バッジを加算します。

建設住宅性能評価としてではなく、計測のみを実施する場合には別途交通費実費を加算します。

第4 遠隔地の場合の加算額（東京都23区以外に適用になります）

建設住宅性能評価の対象となる住宅が、表4-2の区域内にある場合の建設住宅性能評価の料金は、第1による料金（第3による加算がある場合は当該加算額を含めた料金）に表4-1の額を加算した額とします。

表4-1 遠隔地の場合の建設住宅性能評価料金の加算額

		表4-2(1)の地域	表4-2(2)の地域	表4-2(3)の地域	表4-2(4)の地域
一戸建ての住宅		58,080円	116,160円	145,200円	交通費及び宿泊費の実費並びに付帯経費
共同住宅等	2,000㎡以内	58,080円	116,160円	145,200円	
	2,000㎡超 10,000㎡以内	116,160円	232,320円	290,400円	
	10,000㎡超 50,000㎡以内	174,240円	348,480円	435,600円	
	50,000㎡超	232,320円	464,640円	580,800円	

表4-2 遠隔地の区域

		区 域
(1)	東京都	八王子市、立川市、武蔵野市、三鷹市、青梅市、府中市、昭島市、調布市、町田市、小金井市、小平市、日野市、東村山市、国分寺市、国立市、福生市、狛江市、東大和市、清瀬市、東久留米市、武蔵村山市、多摩市、稲城市、羽村市、あきる野市、西東京市、西多摩郡（瑞穂町、日の出町）
	埼玉県	さいたま市、川越市、川口市、所沢市、飯能市、加須市、東松山市、春日部市、狭山市、鴻巣市、上尾市、草加市、越谷市、蕨市、戸田市、入間市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、桶川市、久喜市、北本市、八潮市、富士見市、ふじみ野市、三郷市、蓮田市、坂戸市、幸手市、鶴ヶ島市、日高市、吉川市、白岡市、北足立郡伊奈町、入間郡三芳町、比企郡（川島町、吉見町）、南埼玉郡宮代町、北葛飾郡（杉戸町、松伏町）

	千葉県	千葉市、市川市、船橋市、松戸市、野田市、成田市、佐倉市、習志野市、柏市、市原市、流山市、八千代市、我孫子市、鎌ヶ谷市、浦安市、四街道市、印西市、白井市、富里市、印旛郡（酒々井町、栄町）、山武市
	神奈川県	横浜市、川崎市、横須賀市、鎌倉市、藤沢市、茅ヶ崎市、逗子市、相模原市、厚木市、大和市、海老名市、座間市、綾瀬市、三浦郡葉山町、高座郡寒川町、愛甲郡愛川町
(2)	東京都	(1)及び(4)に掲げる区域を除く全域
	埼玉県	(1)に掲げる区域を除く全域
	千葉県	(1)に掲げる区域を除く全域
	神奈川県	(1)に掲げる区域を除く全域
(3)	茨城県、栃木県、群馬県、山梨県、静岡県	の全域
(4)	東京都	大島支庁（大島町、利島村、新島村、神津島村）、三宅支庁（三宅村、御蔵島村）、八丈支庁（八丈町、青ヶ島村）、小笠原支庁（小笠原村）

第5 計画変更の場合の設計住宅性能評価に係る料金

変更に係る住戸1戸当たり6,050円

※当該変更に係る直前の設計住宅性能評価書の交付を当協会以外から受けている場合の計画変更については、本項を適用せず、新たな申請とみなして料金を適用します。

第6 長期使用構造等確認に係る軽微変更該当証明書に係る料金

住戸1戸当たり3,630円

※当該変更に係る直前の設計住宅性能評価書の交付を当協会以外から受けている場合の計画変更については、本項を適用せず、新たな申請とみなして料金を適用します。

第7 再交付料金

住戸1戸当たり6,050円

※評価書記載事項のうち、設計住宅性能評価及び建設住宅性能評価が不要な事項の変更等により評価書を再発行するときの料金です。

第8 別途協議

この規程に定めのない事項又は特別な事情によりこの規程に定める評価料金等が適当ではないと協会が判断した場合においては、協会と申請者との協議により定める額とします。

この料金表は、令和7年4月1日から適用します。

令和7年3月31日以前に当協会で設計住宅性能評価又は長期使用構造等確認の受理がされた住宅に対する変更設計住宅性能評価、建設住宅性能評価及び長期使用構造等変更確認の評価料金等の適用については、改正前の料金表を適用します。